

## 議案目次(その2)

発議第1号 江差追分会館条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・	P 1
--	-----

発議第1号

平成27年6月25日

江差町議会議長 打越 東亜夫 様

提出者 江差町議会議員

室井正行

賛成者 江差町議会議員

飯田隆一

江差追分会館条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由 江差追分会館入館対応にあたり、十分な準備期間を設けるため、改正するもの。

## 江差追分会館条例の一部を改正する条例

江差追分会館条例（昭和 57 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成 27 年 7 月 1 日」を「平成 27 年 12 月 1 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。